

「令和 8 年熊本地震」に伴う 大雨に関する警報等の暫定的な運用の一部見直しについて

「令和 8 年熊本地震」に伴う大雨に関する警報等の暫定的な運用について、熊本県の一部市町村においては、本日から通常基準に戻して運用します。

「令和 8 年熊本地震」の影響により、熊本県の一部市町村においては、令和 8 年 8 月 4 日から、気象庁が発表する大雨に関する警報等（レベル 4 大雨危険警報、レベル 3 大雨警報、レベル 2 大雨注意報）の発表基準（流域雨量指数基準）について、通常基準より引き下げた暫定基準（通常基準の 7 割）を設けて運用しています。

今般、河川構造物の状況等を確認し、一部市町村においては、本日から通常基準に戻して運用します。詳細は下記のとおりです。

対象の県	通常基準に戻す対象の市町村
熊本県	熊本市、宇土市、美里町

（参考）

対象の県	通常の基準に対する 暫定基準の割合	引き続き暫定基準を設ける対象の市町村
熊本県	7 割	八代市西部、宇城市、氷川町 （※令和 8 年 8 月 4 日適用済み）

通常基準に戻す市町村においては、洪水キキクル^{※1}及び大雨キキクル^{※2}についても通常基準が反映されたものになり、引き続き避難対象地域の絞込みにご活用いただけます。

今後も引き続き、河川の堤防や護岸等の被災状況を確認するとともに、降雨と災害の関係を調査します。また、必要に応じて暫定基準を見直す場合があります。

※ 1 洪水キキクル (<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>)

…大雨による洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で 5 段階に色分けして示す情報です。

※ 2 大雨キキクル (<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:heavyrain/>)

…大雨による浸水害及び洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で 5 段階に色分けして示す情報です。

問合せ先：大気海洋部 気象リスク対策課 担当 小木
代表電話 03-6758-3900（内線 4212）